

用語解説（五十音順）

○ 基礎年金拠出金

基礎年金給付費^{注1}及び基礎年金相当給付費^{注2}を公的年金各制度で分担して負担する分として、年金特別会計基礎年金勘定に納付する額のことである。

公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担^{注3}の額を控除した額を、被保険者数に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、前々年度の精算額と当年度の概算額をもととする額である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

注1 基礎年金給付費

昭和 60 年改正後の国民年金（新法国民年金）の老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

注2 基礎年金相当給付費

昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用のことである。

注3 特別国庫負担

基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ（基礎年金拠出金の 2 分の 1（従来は 3 分の 1 であったが平成 16 年度から段階的に引上げられ平成 21 年度に 2 分の 1 となった）に相当する額に係る国庫負担は、ここには含まれない。）。国民年金の保険料免除期間に係る給付費や 20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や 5 年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費又は基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和 36 年 4 月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費に該当しない給付費に関する国庫負担もある。

○ 基礎年金交付金

昭和 60 年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金相当給付費に充てる分として、年金特別会計基礎年金勘定から交付される額のことである。

○ 財政調整拠出金

長期給付における国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整が実施されており、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整 B）がある。この財政調整による拠出金のことである。

○ 追加費用

地共済の制度発足（昭和 37 年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。

現行の地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、地方公共団体等が負担していた。地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

○ 年金保険者拠出金

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成 9 年 4 月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。

○ マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整する仕組みである。公的年金の年金額は、被用者年金制度全体の手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、スライド調整率^{注1}を基として調整するもの。マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間、年金の改定率を抑制することにより行われる。

注1 スライド調整率

「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の延びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準調整は、このスライド調整率を指標として行われるが、

- ・ 賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・ 賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることはしないこと

とされている。

○ 有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成 16 年の制度改正で導入された。なお、平成 16 年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。